

副本

平成18年（行ウ）第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

平成19年（行ウ）第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之 外36名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

平成20年（行ウ）第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太 外15名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

準備書面(6)

平成20年6月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今井克治



被告東京都指定代理人

本 多 教 義



同

鎌 田 眞 理



同

小 松 弘



同

奥 山 宏 二



同

藤 井 俊 昭



同

飯 村 一



被告東京都は、次のとおり、平成20年4月18日付け原告ら準備書面11について、必要な範囲で求釈明事項を説明する。

第1 区画街路10号線の交通広場について（原告ら準備書面11、17頁）

原告らは、下北沢の駅前広場（区画街路10号線の交通広場）を都市施設と位置づけて、東京都からの補助金対象事業とすることが可能かどうかについて釈明を求めているが、区画街路10号線の都市計画事業について、東京都から区へ補助金を交付する制度はなく、東京都からの補助金対象事業にはあたらない。

第2 補助54号線の交差角度の変更とサークル部分の設置について（原告ら準備書面11、22頁）

原告らは、昭和23年の復興都市計画図（甲第56号証）と昭和41年の地図（甲第95号証）とを比較したときに、補助54号線と小田急線との交差角度が変更され、補助54号線の線形が変化していることについて、いつ、いかなる理由で行われたのかについて釈明を求めている（第2、2）。

また同時に、昭和41年の補助54号線都市計画変更において、北沢一丁目及び同二丁目付近のサークル部分がいかなる理由で設置されたのかについても、釈明を求めている（第2、3）。

しかしながら、これらの点については、平成19年6月25日付け準備書面（3）2頁において既に述べたように、本件事業認可の適法性の判断の前提となる都市計画の内容は、平成15年1月31日付け都市計画変更であり、それ以前の都市計画決定及び変更ではない。平成15年1月31日付け都市計画変更については、同準備書面、第2において述べているとおりであり、釈明の必要はないと考える。

第3 補助54号線の各計画決定・変更の基となった基礎調査について（原告ら準備書面11、24頁）

本件において、都市計画法6条1項の定める基礎調査の結果については、補助

54号線都市計画変更が平成15年1月31日になされていることから、「平成12年3月 都市計画基礎調査報告書（区部）」（東京都都市計画局作成。丙第33号証の1ないし2。）が該当する。

また、都市計画基礎調査報告書の目次（丙第33号証の1）の左欄に記載された項目のうち「建物」と「交通」については、「東京の土地利用（平成8年東京都区部）」（東京都都市計画局作成。丙第34号証）、「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」（建設省、現国土交通省）、「東京都市圏パーソントリップ調査（総合都市交通体系調査）」（東京都市圏交通計画協議会）がこれらの項目に位置づけられる資料である。

以上